

# 国立大学法人東京外国語大学現代ア フリカ地域研究センター規程

〔平成29年3月21日  
規則第22号〕

改正 平成31年 3月19日規則第31号

(設置)

第1条 国立大学法人東京外国語大学(以下「本学」という。)に、現代アフリカ地域研究センター(以下「センター」という。)を置く。

(目的)

第2条 センターは、現代アフリカの総合的研究を中心とする事業を通じて、日本における現代アフリカ研究の中核的拠点となることを目的とする。

(業務)

第3条 センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 研究に関すること。
- (2) 教育に関すること。
- (3) 学内連携事業に関すること。
- (4) 学外組織、機関との連携に関すること。
- (5) その他センターの目的に沿った業務

(部門)

第4条 センターの業務を遂行するため、部門を置くことができる。

2 前項の部門に必要な事項は、別に定める。

(組織)

第5条 センターに次の職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) センター教員
- (4) その他必要な職員

(研究員等)

第6条 センターに次の研究員を置くことができる。

- (1) 特別研究員
- (2) センターフェロー

(センター長)

第7条 センター長は、本学の常勤教員をもって充てる。

- 2 センター長は、センターの管理運営に関する業務を掌理する。
- 3 センター長は、学長が本学の常勤職員のうちから任命する。
- 4 センター長の任期は、学長が指定した場合を除き、2年とし、再任を妨げない。ただし、当該センター長を任命した学長の任期を超えることができない。
- 5 センター長に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(副センター長)

第8条 副センター長は、センター長を補佐してセンターの業務を掌理し、センター長に事故あるときはその職務を代行する。

- 2 副センター長は、本学教員のうちからセンター長が推薦し、学長が任命する。
- 3 副センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、センター長の任期を超えることができない。
- 4 副センター長に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(センター教員)

第9条 センター教員は、本学教員のうちからセンター長の推薦に基づき、学長が任命する。

- 2 前項に掲げるセンター教員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 3 センターに専任の教員を置くことができる。
- 4 センター教員は、センターの業務を処理する。

(運営委員会)

第10条 センターの円滑な運営を図るため、現代アフリカ地域研究センター運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。

- 2 委員会は、センターに関する次の事項を審議する。
  - (1) 管理運営に関する重要事項
  - (2) 教員の人事に関する事項
  - (3) 予算及び決算に関する事項
  - (4) センターに関する規程の制定及び改廃に関する事項
  - (5) その他管理運営に関する重要事項

(委員会の組織及び委員の任期)

第11条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) 学長が指名する理事又は副学長
- (4) センター専任教員
- (5) センター会議において専任以外のセンター教員の中から互選により選ばれた者2名
- (6) 事務局長

(7) その他センター長が必要と認めた者

2 前項第7号に掲げる委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び委員会の運営)

第12条 委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、副センター長がその職務を代行する。

(委員会の議事)

第13条 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

3 第10条第2項第2号に規定する事項の審議については、事務局長を除くものとする。

4 第10条第2項第2号及び第4号に規定する事項については、委員の3分の2以上の出席をもって成立し、議決は、出席者の3分の2以上の同意を要する。

5 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を出席させて意見を聴くことができる。

(専門委員会)

第14条 委員会に専門的事項を審議するため、委員長は必要に応じて専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(センター会議)

第15条 センターに、センターの管理運営に関する事項を協議するため、センター会議を置く。

2 センター会議は、センター長、副センター長ならびにセンター教員をもって組織する。

3 センター会議は、センター長が主催する。

4 センター会議には、必要に応じ構成員以外のものを出席させ、意見を聴くことができる。

(庶務)

第16条 センターに関する庶務は、総務企画部研究協力課において処理する。

(雑則)

第17条 この規程に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、運営委員会の議を経て、別に定める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

